

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

平野住宅管理センター増築設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 総合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見スポーツセンター照明設備改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社三省設備設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社三省設備設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

三国保育所新築工事基本設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 浦辺設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 浦辺設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9324)

随意契約理由書

1 案件名称

阿波座センタービル浴室改修その他設備工事外 2 件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社空環設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社空環設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

桜宮住宅 1 号館耐震改修工事外 1 件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社真鍋建築設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9247)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 新中央こども相談センター建設工事設計変更設計 (建築・設備) 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 内藤建築事務所

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 内藤建築事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

小松小学校屋体棟増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日総建

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日総建が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

もと玉出公設市場解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社藤田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社藤田建築設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

堂ヶ芝住宅3号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 公共建築設計監理企画室

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、株式会社 公共建築設計監理企画室 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

戒橋公衆トイレ設置その他工事設計（建築・設備）業務委託2

2 契約の相手方

株式会社ゼロ・アーキテクトプラスコンサルティング

3 随意契約理由

本設計業務は、「戒橋公衆トイレ設置その他工事設計（建築・設備）業務委託」について見直しを行うものであり、上記業者は令和5年度に発注用図面の作成及び積算業務を行い完了している。

先般「戒橋公衆トイレ設置その他工事」の入札が不調となり、その再発注にあたって設計内容の変更及び単価の見直しが必要となったため、発注に必要となる図面修正及び見積再徴集などの積算業務を行うことが必要となった。

本業務は、既に作成された発注用図面及び積算を修正し業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社ゼロ・アーキテクトプラスコンサルティングであれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有していることから、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

中央体育館天井改修その他工事設計（建築・設備）業務委託 3

2 契約の相手方

株式会社日建設計

3 随意契約理由

本設計業務は、「中央体育館天井改修その他工事設計（建築・設備）業務委託 2」について見直しを行うものであり、上記業者は令和 4 年度に発注用図面の作成及び積算業務を行い完了している。

昨年度に「中央体育館天井改修その他工事」の入札が不調となり、その再発注にあたって設計内容の変更及び図面の修正が必要となった。

本業務は、既に作成された発注用図面の修正業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社日建設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課企画設計グループ （電話番号 06-6208-7875）